
令和３年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協 令和３年 10 月 20 日

本協会では、令和３年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめました。
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

令和３年度上半期の協会員に対する監査結果について

令和３年 10 月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員33先（会員23社、特別会員10機関）に対し監査を実施しました。

2. 監査結果

協会員39先（会員21社、特別会員18機関）に対し監査結果を通知しました。このうち、8先（会員6社、特別会員2機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。

指摘の内容を見ると、法令違反では、空売りに係る明示義務違反が認められ、協会規則違反では、勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘が認められたほか、内部管理態勢の不備では、郵便物返戻後の取引管理態勢に係るものなどが認められました。

なお、法令・諸規則違反等の指摘に、重大な問題は認められませんでした。

3. 主な指摘事項

【会員】

○ 空売りに係る明示義務違反（法令違反）

顧客から現物株式の売り注文（VWAPターゲット取引）を受注した際、当社は当該顧客との取引に先行し自己取引で当該株式を売却したうえで、加重平均価格を算出し、当該顧客との間でToSTNeT取引で当該株式の売買を行っていましたが、先行して行った自己取引について、空売りである旨を明示する必要があるにもかかわらず、空売り規制の適用に関する理解が不十分であったため、実売りとして発注していました。

○ 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘（規則違反）

レバレッジ型投資信託に係る勧誘開始基準について、「投資目的」のリスク許容度を最も高いランクに設定していましたが、当該勧誘開始基準が営業員に徹底されていなかったため、当該ランク未満の多数の顧客に対して当該投資信託を勧誘していました。

【特別会員】

○ 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの（内部管理態勢の不備）

顧客に送付した郵便物が住所不明等として返戻となった場合、なりすまし取引やマネー・ローンダリング等のリスクを踏まえ、厳格な本人確認の実施や取引制限を含む適切な管理を行うことが重要です。

しかしながら、当機関は取引残高報告書を含む郵便物の返戻後、居住実態又は転居先の確認が行えず住所不明となっている多数の顧客について、本人確認や取引制限を含む適切な管理を行うことなく、投資信託の取引を継続させていました。

4. 実施状況【令和3年4月から同年9月までに着手したもの】

協会員33先（会員23社、特別会員10機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	23社	23社	26社
うち取引所との合同検査	10社	3社	9社
うち協会の単独監査	13社	20社	17社
うち特別監査等	—	—	—
② 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	5.0人 （3～11人）	4.2人 （3～6人）	4.6人 （3～11人）

- ・「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ・②については、書類監査及び特別監査等を除外。
- ・令和2年度及び令和3年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	10機関	5機関	19機関
② 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.0人 （3～5人）	4.0人 （3～6人）	3.7人 （3～7人）

- ・②については、書類監査を除外。
- ・令和2年度及び令和3年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

5. 監査結果【令和3年4月から同年9月までに結果通知を交付したもの】

協会員39先（会員21社、特別会員18機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和3年度 上半期	【参考】令和2年度	
		上半期	下半期
結果通知先数 （うち法令・諸規則違反等を指摘した先）	21社 （6社）	25社 （7社）	24社 （5社）
法令違反の指摘件数	1件	1件	1件
① 空売りに係る明示義務違反	1件	—	—
○ その他	—	1件	1件

（注）令和2年度の「その他」は、差金決済取引（1件）、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為（1件）を指摘。

諸規則違反の指摘件数	1件	3件	1件
① 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘	1件	—	—
○ その他	—	3件	1件

（注）令和2年度の「その他」は、売買管理態勢に係る不備（3件）、合理的根拠適合性の検証に係る不備（1件）を指摘。

内部管理態勢に係る指摘件数	14件	11件	7件
① システムリスク管理態勢に係るもの	2件	4件	1件
② 顧客管理態勢に係るもの	2件	1件	2件
③ 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	2件	1件	1件
④ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係るもの	2件	—	—
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	2件	—	—
⑥ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	1件	1件
⑦ 金融商品取引の説明に係るもの	1件	—	1件
⑧ 空売りに関する管理態勢に係るもの	1件	—	—
⑨ 顧客分別金の管理態勢に係るもの	1件	—	—
○ その他	—	4件	1件

(注) 令和2年度の「その他」は、法人関係情報の管理態勢に係るもの(2件)、内部者登録に係るもの(1件)、売買審査態勢に係るもの(1件)、内部監査態勢に係るもの(1件)を指摘。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和３年度 上半期	【参考】令和２年度	
		上半期	下半期
結果通知先数 (うち法令・諸規則違反等を指摘した先)	18機関 (２機関)	9 機関 (１機関)	10機関 (０機関)
法令違反の指摘件数	—	—	—

諸規則違反の指摘件数	—	—	—
------------	---	---	---

内部管理態勢に係る指摘件数	4 件	1 件	—
① 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの	1 件	—	—
② 合理的根拠適合性の検証に係るもの	1 件	—	—
③ 顧客管理態勢に係るもの	1 件	—	—
④ 事故処理に係るもの	1 件	—	—
○ その他	—	1 件	—

(注) 令和２年度の「その他」は、投資信託の乗換え管理に係るもの（１件）を指摘。

以 上